

# 学校いじめ防止基本方針

(改訂版)

令和8年度（2026年度）

熊本県立天草支援学校

## 目次

1	学校いじめ防止基本方針の目的	1
2	いじめの定義	1
3	いじめに関する基本認識と基本姿勢	1
4	いじめの防止等の対策のための組織	2
5	年間計画	3
6	いじめに対する措置	4
7	重大事態への対応	4

※平成30年（2018年）7月 一部改訂

※平成31年（2019年）4月 一部改訂

※令和 2年（2020年）4月 一部改訂

※令和 3年（2021年）2月 一部改訂

※令和 5年（2023年）3月 一部改訂

※令和 6年（2024年）3月 一部改訂

## 1 学校いじめ防止基本方針の目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では人権尊重の理念に基づき、すべての児童生徒が安全で安心な、いじめのない充実した学校生活を送ることができること及び、教職員一人一人の言動が、児童生徒の人格形成に大きな影響を与えることを自覚し、学校における言語環境の整備に努めるとともに、児童生徒に言葉の大切さを気付かせる指導の充実を図るために、いじめ防止等の対策に関する基本的な方針をここに定める。

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。ただし、児童生徒の障がいの特性により、本人の気付きや訴えがなく心身の苦痛を感じていなくても、行った行為自体がいじめであると考えられる場合は、けんかやふざけ合ひであっても「いじめ」とする。具体的にいじめの様態には、「悪口を言う」「落書き」「物壊し」「無視」「陰口」「ぶつかる」「小突く」「命令する」「脅す」「性的辱め」「メール等での誹謗中傷」「噂流し」「からかい」「仲間はずれ」「嫌がらせ」「暴力」「たかり」「使い走り」等が考えられる。

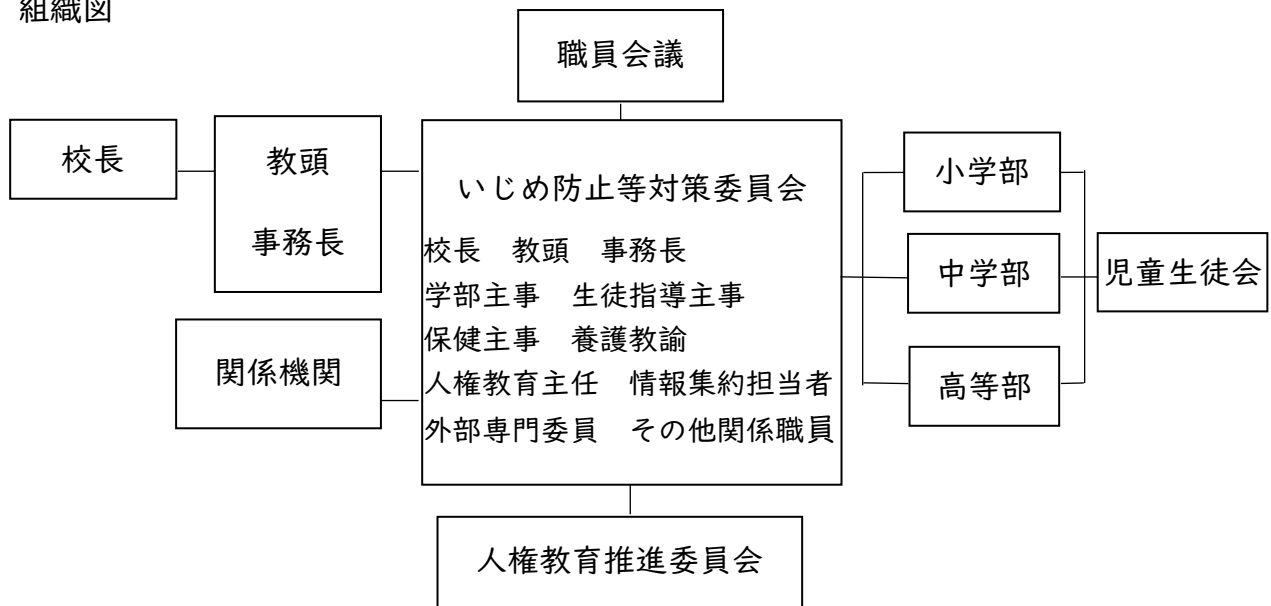
## 3 いじめに関する基本認識と基本姿勢

いじめは、社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。「いじめは、どの学級でもおこりうるものであり、いじめ問題に全く無関係である児童生徒はいない」という基本認識をもち、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめをゆるさない」集団づくりを進めるとともに、家庭や地域、関係機関と密接に連携を図ることが必要である。そこで、次の8つの項目を教職員のいじめ防止の基本姿勢とする。

- (1) 学校の教育の根幹に人権教育を据え、教育活動全体を通して道徳教育等を充実させる。
- (2) 教職員は、児童生徒や保護者と信頼関係を築くことはもちろん、授業や学校生活全ての場面において、児童生徒や自身の言動について、人権感覚をもち、良好なコミュニケーションを図りつつ、適切な指導支援ができるためのスキル向上に努める。
- (3) 「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめをゆるさない」集団づくりに努める。
- (4) 児童生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育むと同時に、他者と円滑にコミュニケーションを図る力や、自身のストレスに適切に対処できる力を育む教育活動を推進する。
- (5) いじめの未然防止、いじめの早期発見に計画的、組織的に取り組む。
- (6) いじめの早期解決のために当該児童生徒の安全を保障し、学校内だけでなく関係機関や専門家と連携協力して、解決にあたる。
- (7) 学校、家庭、関係機関と協力して事後指導にあたり、全ての児童生徒が発生したいじめに向き合うことを通して、その反省や教訓を糧に、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。
- (8) 「くまもと携帯電話・スマートフォンの利用5か条」の周知を積極的に行い、児童生徒及び家庭に向けた情報安全・情報モラルに関する取組を充実させる。

## 4 いじめの防止等の対策のための組織

### 組織図



#### (1) 学級担任団

いじめ防止組織の最小単位である。児童生徒の学校生活全般の情報交換、共通理解と直接保護者との連携ができる状況にあり、いじめの未然防止、早期発見、早期解決を一人一人の児童生徒の実態に合わせて具体的に実践していく。

#### (2) 各学部

学校全体としての共通理解のもと、小学部、中学部、高等部がそれぞれで、特にいじめの未然防止、早期発見について、学部主事、生徒指導主事、人権教育担当者、情報集約担当者を中心に年間計画を作成し実践していく。

#### (3) 児童生徒会

いじめを許さない雰囲気をつくるために、「心のきずなを深めるシンポジウム」を受けて「天草支援学校いじめ0宣言」を作成、周知する等、児童生徒が主体的に取り組む。

#### (4) いじめ防止等対策委員会

いじめ防止対策推進法第22条に則り、本校の校長、教頭、事務長、学部主事、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、人権教育主任、情報集約担当者に加えて外部専門委員、その他校長が必要と認める全職員をもって構成する。年度に3回（各学期1回）の委員会を設け、いじめの認知及び本校のいじめ防止全般についての推進に取り組む。また、いじめが認知された場合には、課題の整理及び早期解決への具体策を示す。

（次項いじめ問題対応マニュアル参照）

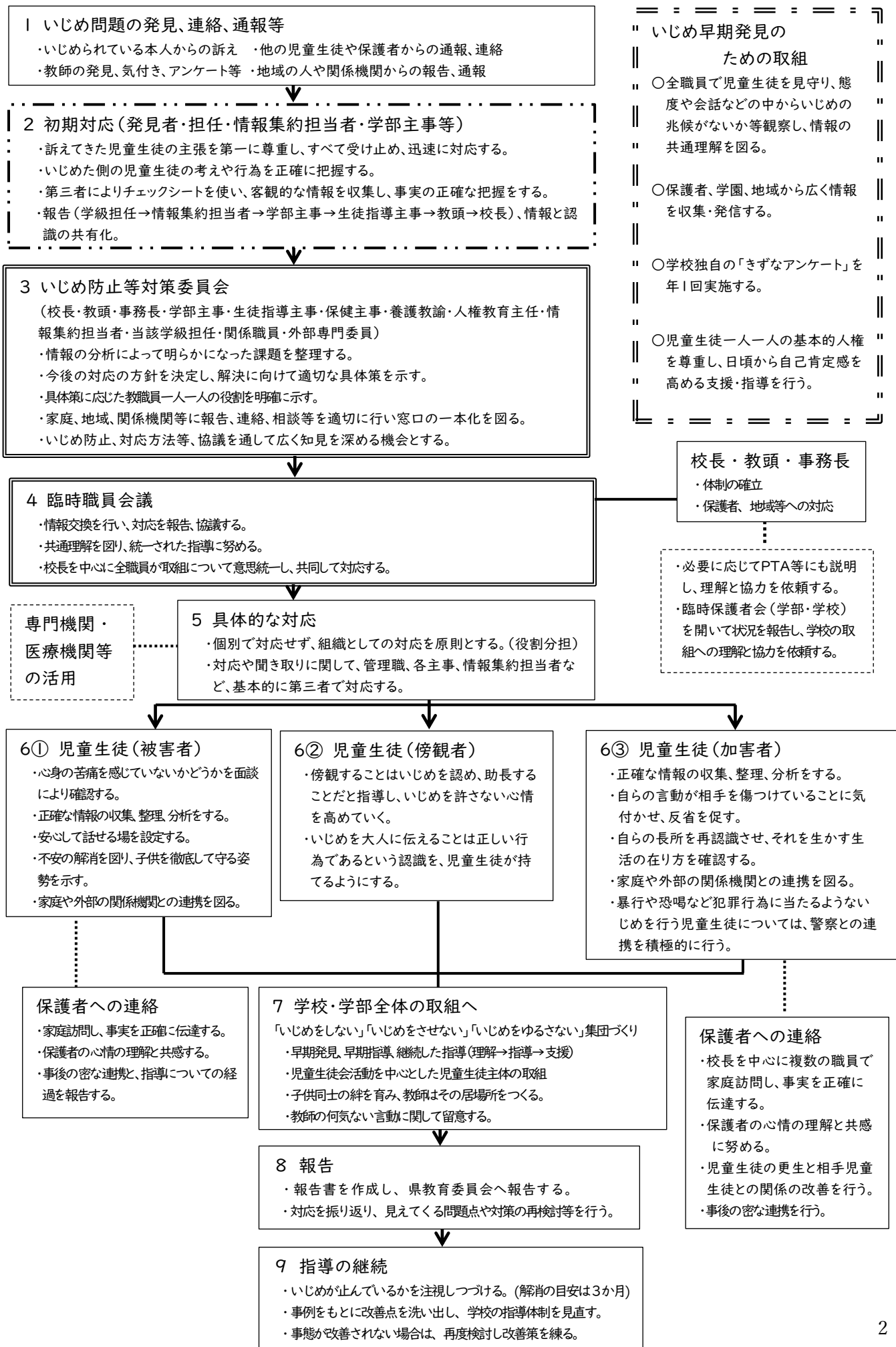
#### (5) 重大事態対応委員会

重大事態が発生した場合、「いじめが背景に疑われる重大事態への対応マニュアル」に則り適切に対応する。

#### (6) その他地域の関係団体

学校評議員制度や学校運営協議会（コミュニティスクール）等を活用し、いじめの問題の対応について共通理解を図る場面を設ける。

# いじめ問題対策マニュアル



※重大事態が発生した場合には、「いじめが背景に疑われる重大事態への対応マニュアル」に則り適切に対応する。

## 5 年間計画

年度当初にいじめの未然防止や実態把握のための学校全体、各学部の年間計画を立て実践するとともにPDCAのサイクルによる評価、改善を繰り返し、基本方針をより適切なものにしていく。

### (1) 年間の取組についての検証を行う時期

各学期ごとに各学部、分掌部の反省時に行い、次年度の年間の取組を考える。

### (2) 取組の評価、会議等の実施時期

- ・学校評価の一項目として位置付け、評価を行う。
- ・定例の学部会、総務会ではいじめ防止の項目を設け、いじめ防止の観点から児童生徒を見つける感覚を絶えず身に付けておく。また、いじめが発覚した場合は、あるいはいじめと予想される場合は、直ちにいじめ防止等対策委員会を開催する。
- ・外部専門員を加えたいじめ防止等対策委員会を年3回（各学期に1回）実施する。

### (3) いじめの未然防止及び早期発見の取組と実施時期

	1 学期	2 学期	3 学期
いじめの未然防止の取組	いじめに関する相談窓口紹介 (4月:PTA総会) 「天草支援学校いじめ0宣言」 (4月)	人権メッセージ作品応募(9月) 人権週間の取組(12月)	
	令和8年度人権テーマ「明るい仲間 輝く命 ～一人一人の笑顔を大切に～」 人権教育の視点から各学部で学期ごとに目標を設定し、学習に取り組む。		
	各学部の重点目標 (小学部) 元気に明るく登校し、運動や学習に夢中になって取り組む児童の育成 身近な生活につながる基礎的・基本的な生活習慣の力を身に付けた児童の育成 身近な友達や教師と一緒に取り組み、自分の思いを伝えることができる児童の育成 見通しを持って生活をしたり、学習したことを学校生活につなげたりすることができる児童の育成 (中学部) 心身の成長に応じて健康的な生活を送ることができる生徒の育成 持てる力を精一杯発揮し、自分らしく主体的に取り組むことができる生徒の育成 周囲の人とより良く関わることができる生徒の育成 習得した基礎基本を応用して生活につなげることができる生徒の育成 (高等部) たくましい心身を備えた生徒の育成 持てる力を存分に発揮し、自ら考え、自分らしく主体的に行動する力を備えた生徒の育成 相手を思いやり、自ら人と関わる力を備えた生徒の育成 働く生活や社会生活につながる力を備えた生徒の育成		
これらの取組は、本校の「命を大切に作る心」を育むプログラムの一つとして、県教育委員会から示された4つの視点(自己実現、共生、自尊感情、生命の社会的・客観的認知)を踏まえて実施する。			
いじめの早期発見の取組	「天草支援学校きずなアンケート」(6月) いじめ防止対策職員研修(6月) 第1回いじめ防止等対策委員会(7月) 人権に関する職員研修(8月)	「心のアンケート」(11月) 第2回いじめ防止等対策委員会(12月) 人権に関する職員研修(12月)	第3回いじめ防止等対策委員会(3月)

## 6 いじめに対する措置

- (1) 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- (2) いじめを発見した場合は、速やかにその行為をやめさせるとともに、事実を確認し、「いじめ防止等対策委員会」で情報を共有する。
- (3) いじめを受けた児童生徒には、学校全体で心配や不安を取り除き安心して教育を受けられるように支援する。いじめられている児童生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。
- (4) いじめを行った児童生徒には、当該児童生徒の人格の成長を前提に、本人が抱える課題や悩みを理解するなど教育的な配慮をしながら、いじめは決して許されないという毅然とした態度で指導する。必要に応じて心理や福祉等の専門家などの協力を得て、組織的にいじめ防止に向けて対応する。
- (5) いじめを受けた生徒の保護者といじめを行った生徒の保護者に事実関係を丁寧に報告して、解決のために保護者と連携して対応する。
- (6) いじめにより心身や財産に重大な被害が生じるおそれがあるときや、犯罪行為と認められる場合は警察と連携して対応する。重大事態が発生した場合には、「いじめが背景に疑われる重大事態への対応マニュアル」に則り、適切に対応する。

## 7 重大事態への対応

重大事態が発生とは、以下の場合をいう。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
  - 身体に重大な傷害を負った場合
  - 金品等に重大な被害を被った場合
  - 精神性の疾患を発症した場合
  - 相当の期間の欠席を余儀なくされている場合
- 重大事態が発生した場合には、「いじめが背景に疑われる重大事態への対応マニュアル」に則り適切に対応する。